厚生労働省
香川労働局

Press Release

香川労働局発表 令和7年 11 月 28 日

担当	香川労働局労働基準部賃金室 賃金室長　西田　文明 賃金指導官　三津　直史 【 電話 】087-811-8919 https://jsite.mhlw.go.jp/kagawa-roudoukyoku/

香川県の特定最低賃金の改正決定（ 発効 ）について

令和7年度香川県の特定最低賃金について、香川労働局長（ 友住（ともずみ） 弘一郎（こういちろう） ）が下表のとおり改正決定し、令和7年 11 月 28 日までに順次官報に公示を行い、香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金は令和7年 12 月 15 日付けで、香川県船舶製造・修理業、舶用機関製造業最低賃金及び香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金は令和 7 年 12 月 28 日付けで、それぞれ発効することとなりましたので公表します。

香川県の特定最低賃金	時間額	引上げ	効力発生日
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金	**1，158円**	66 円 （ 6.04% ）	令和7年 12 月 15 日
船舶製造・修理業、舶用機関製造業最低賃金	**1，159円**	66 円 （ 6.04% ）	令和7年 12 月 28 日
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	**1，090円**	60 円 （ 5.83% ）	令和7年 12 月 28 日

※全業種に適用のある香川県最低賃金は、時間額 1,036 円（令和7年 10 月 18 日発効）

これら3業種（「はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業」、「船舶製造・修理業、舶用機関製造業」、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」）については、令和7年 10 月 29 日までに香川地方最低賃金審議会（会長 籠池（かごいけ） 信宏（のぶひろ） 氏）より香川労働局長あて答申され、同答申内容に基づき、従来の最低賃金額を引き上げることとしたものです。

香川労働局においては、地方公共団体や使用者団体・労働者団体等を通じ、改正後の最低賃金額を広く周知し、最低賃金の履行確保に万全を期すこととしています。

なお、香川県下における3業種の特定最低賃金適用労働者数は、約 17,770 人です。

参考

香川県の特定最低賃金及び適用を受ける労働者数

特定最低賃金の適用を受ける基幹的労働者数は下表のとおりです。

香川県の特定最低賃金	適用を受ける基幹的労働者数
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金	約７，１２０名
船舶製造・修理業、舶用機関製造業最低賃金	約４，１４０名
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	約６，５１０名

なお、それぞれの業種について特定最低賃金の適用が除外される労働者の範囲が以下のとおり定められており、特定最低賃金の適用が除外される労働者には香川県最低賃金（ 時間額 1,036 円）が適用されることになります。

〇香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金
適用除外労働者
（１） 18 歳未満又は 65 歳以上の者
（２） 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
（３） 清掃、片付け又は雑役の業務に主として従事する者

〇香川県船舶製造・修理業、舶用機関製造業最低賃金
適用除外労働者
（１） 18 歳未満又は 65 歳以上の者
（２） 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
（３） 清掃、片付け又は雑役の業務に主として従事する者

〇香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
適用除外労働者
（１） 18 歳未満又は 65 歳以上の者
（２） 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
（３） 次に掲げる業務に主として従事する者
イ 清掃、片付け又は賄いの業務
ロ 手作業により又は手工具若しくは卓上旋盤、卓上ボール盤、手持電動工具その他これらに準ずる操作が容易な小型動力機を用いて行う運搬、包装、箱詰め、袋詰め、みがき、選別、検査、組立て、取付け、マーク打ち、塗油、組線、巻線、かしめ、穴あけ、ねじ切り、曲げ、打抜き又はバリ取りの業務（これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。）